

電気計器に関するお知らせ

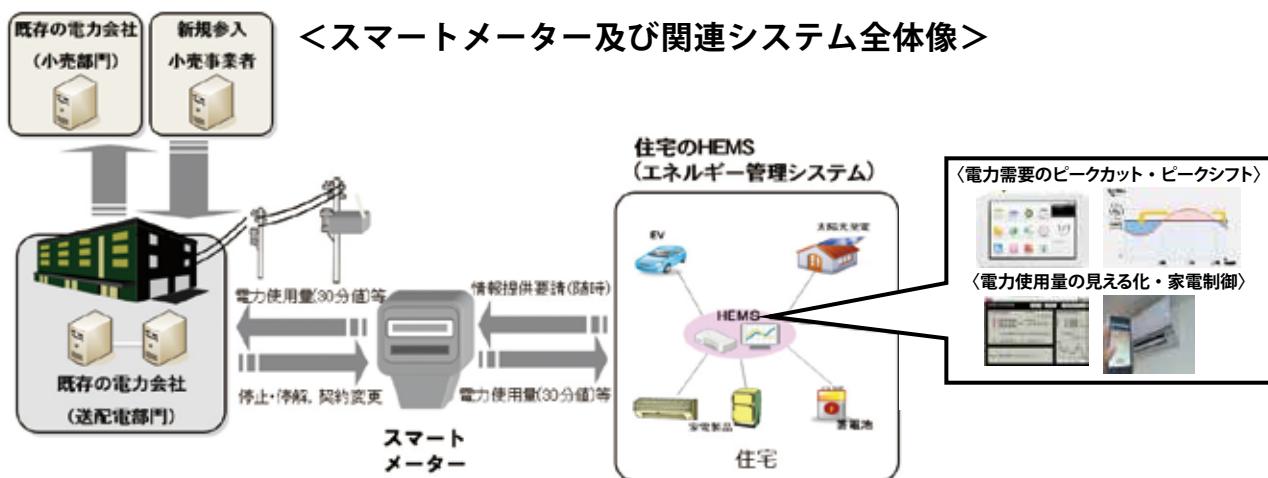
① スマートメーターの導入について

政府は、「第4次エネルギー基本計画」において、2020年代早期に、スマートメーター（通信機能付き電力メーター）を全世帯・全事業所に導入することを目標としています。沖縄県においては、沖縄電力（株）が平成28年度から設置を開始しています。従来の機械式メーターからスマートメーターへの取替や設置は、既に設置されているメーターの検定有効期間満了時や新築などの新規メーター導入時に実施されており、2024年にすべてのメーターがスマートメーターになる予定です。

【スマートメーターの特徴】

- ☆通信機能を有する為、遠隔での検針や供給開始などを行うことができる
- ☆HEMS（家庭のエネルギー管理システム）と接続し、使用電力量の見える化による省エネ推進
- ☆電力自由化においては、電力会社の切り替えなどの基盤としての役割を果たす

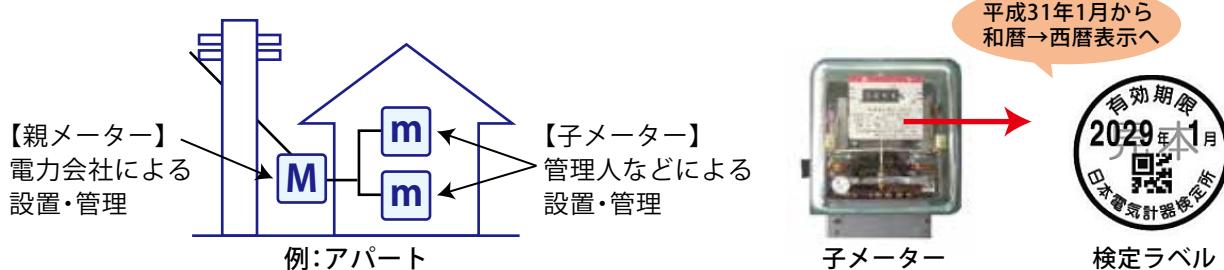
※一般家庭などに設置されている電力メーターは10年ごとに交換を行う必要があります。なお、スマートメーターへの交換に際して、皆さまの費用負担はありません。



① 業務効率化のための遠隔検針・開閉

② 居住者による省エネ・省CO₂のためのデータ活用

② 子メーター（証明用電気計器）について



公的機関を含むビル内のテナント、アパート、社宅などの電気料金の配分、太陽光発電などの売電に用いられる電気計器を子メーター（証明用電気計器）と呼んでいます。

- ☆検定に合格し、有効期限内のものでないと使用できません。（計量法第16条）
 - ☆国、沖縄県又は那覇市の立入検査などがあります。（計量法第148条）
 - ☆有効期限が切れた子メーターを使用した場合、罰則があります。（計量法第172条）
- 期限切れの子メーターは、一度取り外し修理して検定合格後に再取り付けするか、検定済の計器に取り替えます。**なお、親メーター（スマートメーターなど）は、電力会社によって、子メーターは管理人によって検定済計器の設置または取替が行われます。**

[お問い合わせ先]

- 電気メーターに関する計量法について
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課
☎ 098-866-1759

- 検定について
日本電気計器検定所 沖縄支社
☎ 098-934-1491